

物品購入等契約に係る取引停止措置等の公表

取引停止措置業者一覧

「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」により、取引停止措置を行った業者は次のとおりです。

	取引停止措置業者名	所在地	取引停止期間	取引停止理由
1	ナカバヤシ株式会社 代表取締役社長 湯本 秀昭	大阪府大阪市中央区北浜 東1番20号	令和4年6月1日(水)から 令和4年7月31日(日)まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条 別表6に基づき、本学の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	小林クワイエット株式会社 代表取締役社長 小林 友也	愛知県刈谷市小垣江町北 高根115番地	令和4年6月1日(水)から 令和4年7月31日(日)まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条 別表6に基づき、本学の契約相手方として不適当であると認められるため。
3	トッパン・フォームズ株式会社 代表取締役社長 添田 秀樹	東京都港区東新橋1丁目7 番3号	令和4年6月1日(水)から 令和4年7月31日(日)まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条 別表6に基づき、本学の契約相手方として不適当であると認められるため。
4	富士通Japan株式会社 代表取締役社長 砂田 敬之	東京都港区東新橋1丁目5 番2号	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月30日(木)まで	国立大学法人徳島大学において、令和3年1月13日付けで富士通リース(株)及び富士通Japan(株)との3社間で契約を締結した「財務会計システムリース契約」について、富士通側が要求要件の一部の実現を自社製基本パッケージのみでの対応に固執したため、カスタマイズ開発に遅延が生じ、結果、富士通側から引渡期限までに完納できない旨申出があり契約解除に至った。 このことが、「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条 別表6に基づき、本学の契約相手方として不適当であると認められるため。